

消予第 2 号  
令和 3 年 4 月 1 日  
消予第 2 号  
令和 5 年 3 月 29 日  
消予第 1029 号  
令和 5 年 9 月 9 日  
消予第 1048 号  
令和 6 年 3 月 26 日  
消予第 14 号  
令和 8 年 7 月 1 日

## 志摩市予防事務審査検査基準

志摩市消防本部

(令和 3 年 4 月 1 日制定)

# 目 次

## 第1章 総 則

## 第2章 審査要領

### 第1節 総 論

- 1-1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い
- 1-2 収容人員の算定
- 1-3 消防用設備等の設置単位の判断基準
- 1-4 消防法施行令第8条の解説
- 1-5 令8区画の構造等の解説
- 1-6 令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用
- 1-7 消防法施行令第9条の解説
- 1-8 消防開口（普通階・無窓階）の解説
- 1-9 避難上又は消火活動上有効な開口部の判断基準
- 1-10 「避難口」及び「消防隊進入口」に設置する電気錠の指導基準
- 1-11 内装制限・防火材料の解説
- 1-12 電気設備、多量火気が設置されている部分等における消火設備の取扱い
- 1-13 防災対象物、防災物品、防災製品の解説
- 1-14 駐車のに供する部分等における床面積の取扱い

### 第2節 項目・形態別審査要領

- 2-1 消防用活動空地の設置基準
- 2-2 建築物の屋上におけるビアガーデン等の指導基準
- 2-3 高層建築物における指導基準
- 2-4 工事中の防火対象物における安全対策
- 2-5 総合操作盤を設置しなければならない防火対象物
- 2-6 高専賃項判定基準

### 第3節 特例基準

- 3-1 無用途区画の取扱い
- 3-2 特殊消火設備の取扱い
- 3-3 卸売市場における屋内消火栓設備の取扱い

- 3-4 自動火災報知設備の取扱い
- 3-5 非常警報設備の取扱い
- 3-6 避難器具設備の取扱い
- 3-7 特定一階段防火対象物又はその部分に設ける避難器具の特例基準
- 3-8 誘導灯の取扱い
- 3-9 パッケージ型消火設備の取扱い

#### 第4節 届出等

- 4-1 各種届出等の運用基準
- 4-2 消防用設備等に係る届出等に関する運用
- 4-3 消防用設備等に係る特例申請について

#### 第5節 消防用設備等設置技術基準

- 5-1 消火器具
- 5-2 屋内消火栓設備
- 5-3 スプリンクラー設備
- 5-4 水噴霧消火設備
- 5-5 泡消火設備
- 5-6 不活性ガス消火設備
- 5-7 ハロゲン化物消火設備
- 5-8 粉末消火設備
- 5-9 屋外消火栓設備
- 5-10 動力ポンプ設備
- 5-11 自動火災報知設備
- 5-12 ガス漏れ火災警報設備
- 5-13 漏電火災警報器
- 5-14 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）
- 5-15 非常警報設備
- 5-16 避難器具
- 5-17 誘導灯
- 5-18 消防用水
- 5-19 排煙設備
- 5-20 連結散水設備
- 5-21 連結送水管
- 5-22 非常コンセント設備
- 5-23 無線通信補助設備
- 5-24 消防用設備等の非常電源

- 5-25 採水口
- 5-26 簡易自動消火装置（フード消火）
- 5-27 パッケージ型消火設備
- 5-28 パッケージ型自動消火設備